

元 社 審 第 2 4 号
令和2年 3月 3日

福 島 県 知 事 様

福島県社会福祉審議会
児童福祉専門分科会長

大笹生学園のあり方について（答申）

このことについて、別紙のとおり取りまとめたので、社会福祉法第12条の規定に基づき、意見を具申する。